

1－5 キャリアアップ助成金対象者確認票

キャリアアップ助成金（正社員化コース）における2期制の対象となるかについて、確認するための書類です。

以下のそれぞれの項目について、どちらかにチェックを付けて下さい。

もし、誤った内容や偽った内容を記載した場合、本助成金の助成額が変わり、その結果トラブルになることがありますので、正確に記入してください。

確 認 事 項	
①現在の事業所に雇い入れられた日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者等（※1、2）として雇用された期間の合計が1年以下ですか。	はい ☐ いいえ ☐
②雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等（※1、2）として雇用されたことがありますか（ただし、同期間に正規雇用労働者等として雇用されていた場合であっても、事業主都合や正当な理由のある自己都合退職等で離職した場合は、②を満たすものとなります）。	ある ☐ ない ☐

※1 多様な正社員も含みます。

※2 自営業者等（フリーランス等名称は問いません）であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事してる場合も含みます。

※3 過去の雇用保険の加入状況を確認することがあります。

上記に記載した内容に相違ありません。

令和 年 月 日

（本人署名）

参考

以下に該当する方は、キャリアアップ助成金（正社員化コース）における２期制の対象となります。

雇用保険法施行規則第110条第９項第１号

- イ（２）雇入れの日の前日から起算して過去五年間に通常の労働者として雇用された期間（通常の労働者に準ずる者として職業安定局長が定める者が、通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力と同等以上の能力を必要とする職業に就いていた期間を含む。以下この（２）において同じ。）を通算した期間が一年以上である者
- （３）雇入れの日の前日から起算して過去一年間に通常の労働者として雇用されたことがない者（当該期間に通常の労働者として雇用されていた者であつて、当該雇用されていた者の責めに帰すべき理由以外の理由により当該期間に離職した者を含み、通常の労働者に準ずる者として職業安定局長が定める者であつて、当該期間に通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力と同等以上の能力を必要とする職業に就いていた者を除く。）